

21年度 国民健康保険税 納税通知書を発送します

21年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月15日(水)に発送します。

21年度の納期は9回

納付書や口座振替の方法(普通徴収)で納付する方は、7月～22年3月の9回の納期になります(左表参照)。第1期の納期は7月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き(特別徴収)について

国保税を年金から天引き(特別徴収)により納める仕組みを、20年度から開始しています。

特別徴収の対象となる方は、世帯内の国民健康保険(以下、国保)の加入者全員が65歳～74歳の世帯の世帯主です。ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。①特別徴収の対象となる年金が、年額18万円未満の場合②介護保険料

21年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料(普通徴収)納期一覧

区分	納期日	
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料(普通徴収)
1期	7月31日(金)	7月31日(金)
2期	8月31日(月)	8月31日(月)
3期	9月30日(水)	9月30日(水)
4期	11月2日(月)	11月2日(月)
5期	11月30日(月)	11月30日(月)
6期	12月25日(金)	12月25日(金)
7期	22年2月1日(月)	22年2月1日(月)
8期	22年3月1日(月)	22年3月1日(月)
9期	22年3月25日(木)	—

【注意】国保税は年金支給のときに天引きとなりますが、新たに10月から特別徴収が始まる方は、7～9月は普通徴収の方法により納付し、10月の年金支給から天引きとなります。

年金からの天引き(特別徴収)から口座振替への納付方法変更について

国保税の納付方法を特別徴収から、申し出により口座振替に変更することができます。8月5日(水)までに納付方法の変更の申し出書を提出した場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替により納付することとなります。8月6日(木)以降手続きをした場合は、12月以降

長寿医療(後期高齢者医療)の保険料額決定通知書を送付します

21年度の長寿医療(後期高齢者医療)保険料額決定通知書を7月15日(水)に発送します。【納付書や口座振替で納め

【年金からの天引きにより納めていただく方(特別徴収)】特別徴収の決定通知書を送付します。年6回の年金支給の際に天引きとなります。【10月から年金天引きになる方】7月～9月は送付する納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から天引きとなります。【年金天引き(特別徴収)を中止して、口座振替へ納付方法を変更することができません】

の特別徴収を中止することになります。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。【手続きに必要なもの】①認め印②振替口座の分かるものと届け出印(新規に口座振替を申し込む方が対象です。また、口座を変更する方も対象となります)③被保険者証(本人確認のため、持参してください)

70歳から74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合(1割または3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付しています。

一部負担金割合は、前年1月～7月の間は前々年度の課税所得を基に毎年8月に更新されます。このたび、21年度の市民税課税所得に基づいて判定した一部負担金割合が記載された新しい被保険者証兼高齢受給者証を、7月下旬に郵送します。なお、今年度は被保険者証の一斉切り替えが予定されているため、今回送付する被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は、9月30日(または75歳の誕生日の前日まで)の2カ月間となります。

国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証を 更新します

70歳から74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合(1割または3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付しています。【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。

21年度高齢受給者証判定基準

判定対象になる方は、70歳から75歳未満で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額(※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で145万円以上の方が多い場合	3割	収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	上記以外の方	申請による変更はありません
		住民税課税世帯 住民税非課税世帯	申請による変更はありません

※1 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
※2 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。
※3 自己負担限度額とは、70歳から75歳未満の前期高齢者の保険診療分の一部負担金の1カ月当たりの上限額のことです。外来、調剤等の場合は、上限額を超えた支払いがあったとき、申請により上限を超えた額が給付されます(原則、対象の方の世帯には申請書を送付します)。ただし、入院または在宅末期医療総合診療の保険診療を受ける場合は、保険医療機関等の窓口で上限額までの支払いとなります。



7月1日から21年度 保険料免除申請の受け付けを始めます

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のため、申請免除・納付猶予制度があります。21年度の申請は7月1日(水)から保険年金課(市役所1階)で

受け付けます。申請には、年金手帳と認め印を持参してください。21年度分未申告の方は、申告を済ませてから申請してください。前年度免除に該当し、継続審査の対象になっている場合、申請は不要です。【申請免除(全額免除)】一部免除(21年度の期間は7月～22年6月分です。対象は被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合)【若年者納付猶予】21年度の期間は7月～22年6月分

です。対象は被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合。【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。

【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。

【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。

【注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方も、現在お持ちの被保険者証は、現在お持ちの被保険者証(前日までの)の2カ月間となります。



わたしの見てある記 市長 野崎 重弥

先日、消防団第一分団の詰所の建て替え工事が終了し、分団による落成記念式典が開催されました。お招きをいただきました私は、「現在作業中の第四次長期総合計画策定のための市民アンケート調査では、安全安心について、市民の関心は最も高いと感じています。来年度には、消防行政を東京都に委託する準備を進めています。そのことにより消防力は確実に高まりますが、地域の安全安心の原動力である消防団活動の重要性もますます高まります。地域活動の担い手として、今後とも協力をお願い申し上げます」と挨拶いたしました。